

トヨタ・コニック・プロ株式会社

ISMS憲章

(文書番号:B1-1)

<第1.5版>

表 明

私たちはトヨタグループのマーケティングサービスカンパニーとして、トヨタのマーケティング資産をベースに、新しい時代に対応しうるさまざまな戦略・手法を開発し、お客様の望むあらゆるマーケティング領域に対して、最適解を提供いたします。

私たちはお客様から預託された大切な情報資産と、私たちが培ってきた情報資産とを組み合わせることにより、お客様の製品やサービスの価値を一層高め、ひいてはお客様の企業価値が向上するよう努めて参ります。

私たちはお客様から預託された情報資産及び私たちが保有する情報資産を保護することが、極めて重要な企業の責務と認識しております。

私たちは情報資産の重要性を認識し、継続的かつ積極的にその保護に取り組むため、その指針として「ISMS憲章」を定め、明示いたします。

私たちは全てのパートナーに対して、情報資産保護の重要性を呼びかけるとともに、情報資産の保護推進に努めて参ります。

代表取締役社長

山下義行

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 表明..... | 1 |
| 目次..... | ii |
| 1. 総則 | 1 |
| 1.1 目的..... | 1 |
| 1.2 対象者 | 1 |
| 1.3 対象とする情報資産 | 1 |
| 1.4 法令等の遵守..... | 1 |
| 1.5 例外の処理..... | 1 |
| 1.6 制定及び改廃 | 1 |
| 2. 情報セキュリティに関する原則..... | 2 |
| 2.1 情報セキュリティマネジメントシステムの確立..... | 2 |
| 2.2 各人の役割と責任の明確化 | 2 |
| 2.3 リスクアセスメントにもとづく対策の決定 | 2 |
| 2.4 情報資産の保護 | 2 |
| 2.5 協力会社等の管理 | 2 |
| 2.6 周知と啓発..... | 2 |
| 2.7 遵守状況の確認 | 2 |
| 2.8 情報セキュリティ問題への対応 | 3 |
| 2.9 懲戒..... | 3 |

1. 総則

1.1 目的

ISMS 憲章(以下、『本憲章』とする)は、情報の機密性・完全性・可用性の観点から、当社の情報セキュリティへの取り組み姿勢を表明すると共に、全社共通の情報セキュリティに対する考え方を規定することを目的とする。

なお、情報資産を保護するための具体的な対策等は、本憲章に基づき、ISMS ルール集に規定する。

1.2 対象者

本憲章の対象者は、当社の役員、社員、契約等により当社にて業務を実施する者(以下、『社員等』とする)とする。

1.3 対象とする情報資産

本憲章が対象とする情報資産は、当社に関わるすべての情報資産¹とする。

1.4 法令等の遵守

本憲章に加え、法令や契約締結事項は必ず遵守されなければならない。

1.5 例外の処理

本憲章の適用が困難な場合、ISMS 責任者の承認を得た上で、例外的に対象から外すことができる。

1.6 制定及び改廃

本憲章を制定及び改廃する場合は、コンプライアンス委員会(案件によっては IT 関連施策検討委員会)で審議の上、ISMS 責任者が承認する。

¹ 情報資産とは、情報および情報システムを指す。情報は紙書類、サーバー等の情報機器に保存されている電子データ、CD-R等の外部記憶媒体に格納された電子データを指す。情報システムは、業務を遂行するために使用するハードウェアおよびアプリケーションを指す。

2. 情報セキュリティに関する原則

2.1 情報セキュリティマネジメントシステムの確立

当社は、事業運営上必要となる情報セキュリティの水準を維持するために、情報セキュリティ施策の決定、導入、および見直しを継続的に実施する仕組み(情報セキュリティマネジメントシステム)を構築し、運用する。

2.2 各人の役割と責任の明確化

当社は、情報セキュリティ対策を確実に実施するために、各人の情報セキュリティに関する役割と責任を明確にする。

2.3 リスクアセスメントにもとづく対策の決定

当社は、情報セキュリティ対策を効果的かつ効率的に進めるために、体系的なリスクアセスメント・マネジメントを実施し、必要な情報セキュリティ対策を決定する。

2.4 情報資産の保護

当社は、当社が保有する情報資産だけでなく、クライアントから預託された情報資産および協力会社等から預託された情報資産についても適切に保護する。また、当社が取扱うすべての個人情報については特に厳重に保護する。

2.5 協力会社等の管理

当社は、業務を協力会社等に委託する場合、当社が預託した情報資産を委託先が適切に取扱うよう委託先を管理する。

2.6 周知と啓発

当社は、社員等の情報セキュリティに対する意識を向上させ、自発的に情報セキュリティ対策に取り組む風土を形成するために、情報セキュリティに関する教育・啓発を定期的、継続的に実施する。

2.7 遵守状況の確認

当社は、情報セキュリティに関わる基準および手順の遵守状況を定期的に確認する。その結果、不適切な事象が発見された場合、必要な改善を行う。

2.8 情報セキュリティ問題への対応

当社は、事業に重大な影響を与える情報セキュリティ問題への対応手順を確立し、問題の発生に備える。社員等は、発生した情報セキュリティ問題あるいは発生の可能性のある事象を発見した場合、速やかに確立された手順に従い対応する。

2.9 懲戒

本憲章を逸脱した行為に対しては、就業規則の賞罰に基づき懲戒処分を適用する。